

湖南省農業委員会だより

令和7年 10 月 10 日発行

第 32 号

湖南省農業委員会

湖南省中央一丁目 1 番地

Tel 0748-71-2362

田んぼや畑の管理はできていますか？

農地パトロールを実施しました。(基準日:8月1日)

農地パトロールの様子↓



湖南省農業委員会では、今年度も8月1日を基準日として市内の農地利用状況調査(パトロール)を実施しました。

この調査の結果、耕作の予定がなく放置されている農地(遊休農地)と判断した農地については10月頃に農地利用意向調査(※)等を実施することになります。

農地を一旦遊休化させると再び耕作可能な状態に戻すには大きな労力、時間などが必要になります。また、放置すると病害虫等の発生源となる恐れがあるほか、ごみの不法投棄や雑草による火災発生の原因になるなど、周辺農地や地域への迷惑にもなります。

田んぼや畑などの農地を所有する者と耕作者は適正かつ効率的な利用を確保する義務があります。農地を遊休化させないために日頃から適正な管理をしてください。

休耕地についても年に数回は耕起または草刈り等の保全管理をお願いします！

農地利用に関することは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へご相談ください。

※農地利用意向調査：農地利用状況調査(農地パトロール)の結果、耕作の予定がなく放置されている農地(遊休農地)と判断した農地について、その所有者に対して「所有者が自ら当該農地を耕作する」のか「所有者自らが耕作するのではなく、農地を貸すことを希望している」のか等、所有者の意向を確認する調査。

人・農地プランが地域計画に変わりました！

地域計画とは？

地域での話し合いにより、目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画です。

これまでは、地域での話し合いに基づき、地域において目指すべき将来の農業のあり方を明確にする「人・農地プラン」という計画を地域ごとに作成していました。

地域計画とは、この人・農地プランに、目標地図（農地一筆ごとに、10年後にその農地を耕作する予定の農業者を示した地図）を新たに追加するイメージになります。

令和7年3月までに、これまで人・農地プランがない地域を含めて計画を作る必要がありました。

（ただし、市街化区域は、地域計画を作成する必要がありません）

湖南市においては人・農地プランが策定されていた11地区（正福寺・東寺・菩提寺・妙感寺・朝国・平松・針・夏見・柑子袋・下田・岩根）と人・農地プランが策定されていなかった1地区（西寺）の合計12地区において地域計画が策定されています。

地域計画の作成後は、10年後の農地を耕作する予定の農業者を示した目標地図に基づいて、農地の管理、貸し借りを行うことになります。

また、地域計画に含まれた農地については、原則、農地転用や農業振興地域からの除外手続きができません。

今後は現時点でまだ地域計画が策定されていない地区については地域計画の策定を目指すと共に、既に地域計画が策定されている地区については必要に応じて地域計画の変更を行うことになります。

無断転用は農地法違反です！

農地を転用する場合は農地法による手続きが必要です。

転用する際は必ず農業委員会事務局に相談してください。

※農地転用とは、農地を建物の敷地や資材置場、駐車場など農地以外の用地に転換することです。

★農業委員会事務局からのお知らせ

～安心で豊かな老後のために～ **農業者年金**に加入しましょう

次の3つの要件を満たす人はどなたでも加入できます

- ・20歳以上60歳未満
- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金第1号被保険者の方

農業者年金の主なメリット

- ・少子高齢時代に強い積立方式！（確定拠出型年金）
- ・保険料はいつでも変更可能！（月額2万円から6万7千円）
- ・終身年金 80歳前に亡くなられても遺族に死亡一時金！
- ・保険料の社会保険料控除で大きな節税効果！
- ・一定の要件を満たす農業者には保険料の補助！

みんなで読もう 全国農業新聞 ～農業者の視点でお届けします～

農政・農業の最新情報や先進農家の経営紹介など、農業者にとって役立つ情報が満載です。

- ・毎週金曜発行
- ・購読料 月額700円

※お申込み、お問い合わせは農業委員会事務局（TEL 71-2362）まで